

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年12月2日 16時00分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市花瀬崎西方沖 開聞嶽二等三角点から真方位298° 2.4海里付近 （概位 北緯31° 11.9′ 東経130° 29.2′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年12月21日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.12m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、花瀬崎西方沖で漂流中、操縦者が釣り場を移動する目的で電動船外機を始動しようとしたが、電源表示は点灯するものの、推進器用モータが動かなかった。</p> <p>操縦者は、電気系統のトラブルと思い、運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視船の警戒のもと、公益社団法人日本水難救済会指宿救難所所属船によって指宿市川尻漁港にえい航された。</p> <p>本船は、予備のバッテリーを1個搭載していた。</p> <p>電動船外機は、修理されることなく廃棄された。</p> <p>電動船外機は、操縦者が平成28年9月頃に購入し、本インシデントまでに約20回使用されていた。</p>
分析	本船は、花瀬崎西方沖で漂流中、釣り場を移動する目的で電動船外機を始動しようとしたが、電源表示は点灯するものの推進器用モータが動かなかったことから、電動船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、花瀬崎西方沖で漂流中、釣り場を移動する目的で電動船外機を始動しようとしたが、電源表示は点灯するものの推進器用モータが動かなかったため、電動船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電動船外機は、定期的に電気系統及び推進器用モータの点検整備を行うことが望ましい。
-----------	--